

採用決定者が入社後 6 カ月以内に、本人の都合による退社、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次の各号に定める金額を甲に返還する。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 カ月超 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 3 カ月超 6 カ月以内に雇用契約が終了した場合 | 10% |